

公示番号：170718

国名：イラン

担当部署：産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第一チーム

案件名：政府系ビルの ESCO 導入にかかるパイロット事業実施プロジェクト終了時
評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月下旬から2017年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 0.53M/M、合計 1.28M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	16日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年10月17
日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	エネルギー分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	イラン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

イランは世界全体の石油埋蔵量の 10.9% を占め、日産 400 万バレルを有する世界有数の産油国である。他方、イラン国内のエネルギー総消費量はエネルギー総生産量の 44% に達しており、経済成長を牽引する石油輸出量確保のために自国内でのエネルギーの効率的利用が課題となっている。セクター別のエネルギー消費割合は、住宅部門が 33% と最大であり、運輸部門 24%、産業部門 24%、業務部門が 8% と続いているが、特に、業務部門・住宅部門に当たる一般の建築物でのエネルギー消費量は絶えず伸びており、国全体のエネルギー総供給量の 40% 程度までのぼっているため、建物における省エネルギーの推進は、イランエネルギー省の喫緊の課題となっている。

JICA はイランにおいて開発計画調査型技術協力プロジェクト「ビルの省エネルギー管理と関連法令整備のための調査」(2010 年 05 月～2011 年 11 月) を実施し、ビル分野の省エネルギー推進のためのロードマップ及びアクションプランの策定に係る支援を行った。同調査の中で、既存ビルの省エネルギーの推進には、ESCO (Energy Service Company) 事業者の活用が有望であることが特定された。また、補助金合理化法 (2010 年 12 月制定) 及びエネルギー消費パターン改革法 (2011 年 3 月制定) が相次いで制定され、省エネルギーを推進するための上位政策が整備されつつあることが確認されている。

このような状況下で、イランエネルギー省 (以下「C/P」という。) は我が国に対して、政府系ビルを対象とした ESCO 推進事業に係る能力強化の技術協力プロジェクトを要請、2013 年 10 月に本プロジェクトの実施に係る基本合意文書 (R/D) が締結された。

本プロジェクトは、ESCO 事業のノウハウおよび ESCO 事業推進のための政策、制度に関してイランに技術移転することを目的とする。2014 年 1 月以降、3 名の短期専門家を 7 回に渡り現地に派遣し、これまでに ESCO 協会の体制整備支援、ESCO 導入に係る施策・マニュアル整備のための技術支援等を実施。現在、2 箇所の政府系ビルにおけるパイロット事業の実施に向けた準備として、導入計画の策定から契約締結といった一連のプロセスを実施中。

今回実施する終了時評価調査は、2018 年 5 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。なお、本終了時評価においては、プロジェクト期間延長の必要性に係る検討を含め、プロジェクト目標及び上位目標の達成に必要な対策についての検討及びイラン側への説明を行うことを予定している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2017年10月下旬～11月上旬）
 - ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
 - ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
 - ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他イラン側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
 - ④対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2017年11月中旬～11月下旬）
 - ①JICA イラン事務所等との打合せに参加する。
 - ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
 - ③イラン側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
 - ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑤国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、JICA とともにプロジェクト期間の延長の必要性、フォローアップ協力実施の妥当性等、プロジェクト目標及び上位目標の達成に必要となる対策について検討し、結果を取りまとめる。
 - ⑥国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、JICA 及びイラン側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
 - ⑦調査結果や JICA 及びイラン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑧評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
 - ⑨協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
 - ⑩現地調査結果の JICA イラン事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間（2017年12月上旬～12月中旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）～（３）のすべてとする。

- （１）評価報告書（英文）
- （２）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （３）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（１）～（３）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒テヘラン⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年11月9日～2017年11月24日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAイラン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎 なし

イ) 宿舎手配

なし（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同じホテルに宿泊することを想定しており、宿泊先について JICA から指示がある場合があります。）

ウ) 車両借上げ

なし（JICA 職員等の調査期間については、JICA が手配する職員等の車両に同乗することとなります。）

エ) 通訳備上 なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供 なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を配布します。

- ・ PDM (最新版)
- ・ プロジェクト業務進捗報告書

②本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ イラン・イスラム共和国 政府系ビルのESCO導入に係るパイロット事業実施プロジェクト詳細計画策定調査報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12120994.pdf

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとします。)

- ・ 独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・ 情報セキュリティ管理細則

(3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAイラン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。以上